

新潟県条例第46号

新潟県河川法施行条例の一部を改正する条例

新潟県河川法施行条例（平成11年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
種 類	細 目	単 位	料 金	種 類	細 目	単 位	料 金
(略)				(略)			
3 土 石採 取料 その 他の 河川 産出 物採 取料	(1) 土石採取料 ア 石			3 土 石採 取料 その 他の 河川 産出 物採 取料	(1) 土石採取料 ア 石		
	(ア) 長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>175円</u>		(ア) 長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	1立方メートル	<u>160円</u>
	(イ) 長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	1個	<u>65円</u>		(イ) 長径30センチメートル以上45センチメートル未満のもの	1個	<u>60円</u>
	(ウ) 長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	〃	<u>130円</u>		(ウ) 長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	〃	<u>120円</u>
	(エ) 長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	〃	<u>3,940円</u>		(エ) 長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	〃	<u>3,610円</u>
	(オ) 長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	〃	<u>7,895円</u>		(オ) 長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	〃	<u>7,230円</u>
	(カ) 長径120センチメートル以上のもの	〃	<u>7,895円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに <u>789円</u> を加算した額		(カ) 長径120センチメートル以上のもの	〃	<u>7,230円</u> に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに <u>723円</u> を加算した額

	イ 砂利	1 立 方メ ートル	<u>195円</u>		イ 砂利	1 立 方メ ートル	<u>180円</u>
	ウ かき込み砂 利	〃	<u>175円</u>		ウ かき込み砂 利	〃	<u>160円</u>
	エ 土砂	〃	<u>150円</u>		エ 土砂	〃	<u>140円</u>
	オ (略)	(略)	(略)		オ (略)	(略)	(略)
	(2) (略)		(略)		(2) (略)		(略)
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後における流水の占用等に係る流水占用料等について適用し、同日前における流水の占用等に係る流水占用料等については、なお従前の例による。